

○瑞穂市まちづくり基本条例

平成 23 年 9 月 30 日

条例第 13 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本理念（第 4 条）
- 第 3 章 市民の権利及び責務（第 5 条）
- 第 4 章 市議会及び市の執行機関の責務（第 6 条—第 8 条）
- 第 5 章 コミュニティ活動（第 9 条）
- 第 6 章 市政の運営（第 10 条—第 14 条）
- 第 7 章 参画及び協働（第 15 条—第 18 条）
- 第 8 章 国及び他の地方公共団体との連携（第 19 条）
- 第 9 章 住民投票（第 20 条）
- 第 10 章 まちづくり基本条例推進委員会（第 21 条）
- 第 11 章 雑則（第 22 条）

附則

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋市まで 30 分足らずの交通至便なまちです。また、国道 21 号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由で住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画によ

る協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。

(2) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。

(3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。

(5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。

2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

(1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。

(2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。

(3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

第3章 市民の権利及び責務

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。

また、事業を営む市民にあつては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることができます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。

4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

2 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。

3 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

(市の執行機関及び職員の責務)

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

2 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員（以下「職員」という。）は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。

3 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽^{さん}に努めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

第6章 市政の運営

(行政手続)

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

(情報の共有)

第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

(情報の公開)

第12条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

(個人情報保護)

第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に

定める条例により、市の保有する個人情報 を適正に取り扱います。

(説明及び応答の責任)

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

2 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

第7章 参画及び協働

(参画)

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

(参画の方法)

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

(1) 審議会等への委員としての参画

(2) 公聴会、懇談会等への参画

(3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画

(4) パブリックコメント(意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。)その他の意見の聴取

(5) アンケート調査等による意見の聴取

(6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

(計画の策定等への参画)

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障

します。

(協働)

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

第9章 住民投票

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。

3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとしします。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとしします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとしします。

3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとしします。

4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第 1 1 章 雑則

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(瑞穂市附属機関設置条例の一部改正)

2 瑞穂市附属機関設置条例（平成 2 0 年瑞穂市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

瑞穂市まちづくり基本条例

まちづくりは市民が主体であり、本市は、地方自治の本旨に沿った、より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたいまちづくりを目指します。

市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関が、それぞれの情報を共有し、役割を明確にし、かつ、市民の市政への参画の手續等、市民参画による協働のまちづくりを進めるための基本的なルールを明示した瑞穂市まちづくり基本条例をここに制定します。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 まちづくりの基本理念（第4条）

第3章 市民の権利及び責務（第5条）

第4章 市議会及び市の執行機関の責務（第6条－第8条）

第5章 コミュニティ活動（第9条）

第6章 市政の運営（第10条－第14条）

第7章 参画及び協働（第15条－第18条）

第8章 国及び他の地方公共団体との連携（第19条）

第9章 住民投票（第20条）

第10章 まちづくり基本条例推進委員会（第21条）

第11章 雑則（第22条）

附則

【解説】

一つひとつの条文の内容に重みがあり、また、多岐にわたることから、より内容をわかりやすく理解をしていただけるよう章立てとします。

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋市まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由に住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な考え方を掲げるものですが、瑞穂市の特性、瑞穂市が目指すべき姿、条例制定の趣旨をまとめています。

前段に、瑞穂市の地形、歴史的な特性を述べ、市民憲章の理念をも取り入れた表現をしています。

中段については、現在、この地が交通要衝の地として存在する現状を述べながら、その地に住む私たち市民がいきいきと力強く生き、まちづくりを目指している姿勢を述べています。

後段は、この条例の基本となる考えを述べ、条例を制定する決意を明らかにしているものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

【解説】

第1条では、この条例が果たそうとしている役割や達成しようとしている目的を定めているもので、前文に掲げたまちづくりの基本的な考え方をもとに、まちづくりに市民が主体的に参画でき、かつ、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれの役割のもと、一体となって、まちづくりを進めることを明記しています。そして、まちづくりの主役は、市民であり、市民参画のまちづくりを進めるためにこの条例を制定する意図を規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。
- (5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

【解説】

第2条では、この条例で用いる「まちづくり」「市民」といった用語のうち、認識を共通しておく必要のあるものの統一的な定義をしています。

第1号の「まちづくり」とは、形として目にみえる道路、学校、公園、下水道など有形物や、形として目に見えない伝統、文化、歴史、産業、教育、自然、人と人のつながり、心と心のふれあいなどといった市民生活にかかわるすべてのものを、より良いものとするための、行政がかかわるあらゆる活動について、より良いものとするための取り組みをいいます。

第2号の「市民」とは、まちづくりに携わるすべての人々が含まれるべきとの考え方から、居住する人（外国籍の市民も含みます。）だけでなく、在学又は在勤する者、事業を営む個人又は法人、NPOなどの市内で活動する団体を含めています。

第3号の「市の執行機関」とは、地方自治法において市の執行機関とされている市長及び市の執行機関をいい、独自の執行権を持ち、担当する事務に関する意思決定を自ら行う機関として、6つの機関を掲げています。

第4号の「参画」とは、「参加」と混同されて使われることが多いため、定義づけをしています。「参加」は単に市民としてまちづくりの場に存在するのに対して、「参画」はより積極的、かつ、主体的にまちづくりの意思決定過程、実施過程、評価過程などの各段階にかかわり、行動することを意味します。

第5号の「協働」とは、まちづくりを市の執行機関だけで担当するのではなく、市民、市議会、執行機関がともに対等な立場で、お互いを尊重しながら、目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりに協力していく仕組みを明確にしています。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。

2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

【解説】

第3条では、この条例の位置付けを定めています。

第1項では、まちづくりは、市民の意見を取り入れながら、ともに協力して進めていくという基本理念のもとに、この条例を、総合型のまちづくり基本条例として位置付けしています。

第2項では、市の他の条例、規則等の制定改廃や地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等の市政運営については、この条例との整合性を図る必要があることを規定しています。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- (2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

【解説】

第4条では、まちづくりは市民が主権者であることを明記し、そのまちづくりについては各号に掲げる考えが基本理念であることを定めています。

第1号では、市民と市議会と市の執行機関が協働してまちづくりを進めることを規定しています。

第2号では、まちづくりの主体である市民の人権が尊重され、市民の個性等が発揮されるまちづくりが基本であることを規定しています。

第3号では、まちづくりにおいては、市民の自主性と自立性が担保され、男女共同参画が保障されることを規定しています。

なお、男女共同参画については、別に男女共同参画推進条例が定められており、市民等が目指す方向付け等を規定しています。

第3章 市民の権利及び責務

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。

また、事業を営む市民にあつては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることができます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。

4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

【解説】

第5条では、市民が主体的にまちづくりに参画する権利を有していることを明記し、市民の責務についても規定しています。

第1項では、市民は自己の意思によってまちづくりに参画することを明記し、事業を営む市民にあつては、住環境に配慮し、地域との調和を図るなどのまちづくりに寄与することに努めることを促しています。

第2項では、市民が、意見を述べ、提案する権利やそのために必要な情報を知る権利があることを定めています。

第3項では、市民が、まちづくりに参画するについては、対等に、そして、相互の価値観を認め合いながら、広い視野に立った建設的な認識を持ち、多様なまちづくり活動を進めるよう努めることを規定しています。

第4項では、市民はまちづくりの主体である事を認識することにより、自治会、コミュニティ会議等の「地縁型コミュニティ」の活動について、安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、地域の組織に加入し、協力する必要性を有して活動するよう努力することを規定しています。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

2 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。

3 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

【解説】

第6条では、議会の役割と責務を定めています。日本の地方公共団体は、首長と議会議員がいずれも住民による選挙で選ばれる二元代表制をとっており、議会は、市民の意思を代表し、行政活動が民主的かつ効率的に行なわれているかを調査し、及び監視することが求められていることを規定しています。

第1項では、議会が、市民の意思を代表して、その活動を通じて、審議及び議決機関として機能させることで、この条例の趣旨に沿ったまちづくりに寄与することを定めています。

第2項では、議会が市民の代表であることの認識のもと、議会活動に関する情報を公開するとともに、開かれた議会運営に努めることを定めています。

第3項では、議会が市民の信託を受けた機関であることの認識のもと、市民の視点に立ち、広く市民からの意見を求めるよう努めることを定めています。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

【解説】

第7条では、市長は市の執行機関の一つですが、瑞穂市の代表者として、市政運営の最高責任者としての責務を負っているため、この条で定めています。

第1項では、市長は市民の信託を受けた二元代表制のその一方であり、この条例の基本理念に沿った、まちづくりを実現するために、常に公正かつ誠実に職務を執行しなければならないことを定めています。

第2項では、毎年度、市政運営の方針の表明を通じて、市政の方針をより明確化するとともに、様々な機会、媒体を通じて市民や議会に説明することを規定しています。

(市の執行機関及び職員の責務)

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

2 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員（以下「職員」という。）は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。

3 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽^{さん}に努めるものとします。

【解説】

第8条では、市長を除く市の執行機関及びその職員の責務について定めています。

第1項では、市長を除く市の執行機関は、この条例の基本理念に基づき、公正かつ誠実な執行及び運営を行うことを定めています。

第2項では、市の執行機関の組織及びその職員について規定していますが、職員は全体の奉仕者であり、市民の立場に立ち、市民とともにまちづくりを進める一員であり、市の執行機関の組織及び職員が果たさなければならない責務を定めました。

第3項では、職員自らが、市民の一員であることの認識のもと、市民と連携し、まちづくりを推進する姿勢を示すほか、そのために自己研鑽^{さん}することの必要性を定めています。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

【解説】

第9条では、まちづくりににおける自治会等の地域コミュニティは、欠かせない存在であり、その活動について位置付けを規定しています。

第1項では、市民は、自らが安心して暮らせる地域社会を実現するために、自らの意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合い、支えあいながら課題の解決に自ら行動するようしていくことを規定しています。

第2項では、瑞穂市では、市民憲章に定められた思いである「自由で住みよいまちづくりに力をあわせていくこと」を掲げていますが、このためには、市民、市議会、市の執行機関が連携し、互いの役割を尊重して、進めるとともに、支援することを規定しています。

第6章 市政の運営

(行政手続)

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

【解説】

第10条では、行政手続制度は、公正な市政運営と市民の信頼を確保するための重要な制度であることから、ここに定めています。「公正の確保及び透明性の向上」とは、市の執行機関の意思決定について、その内容及び過程を市民に対して明らかにすることをいいます。行政手続については、公的な事務の処理に関する市民からの請求に対し、市がその事務処理の基準を示すことにより、

市民の権利利益の保護を図る制度として、国は行政手続法を、市では瑞穂市行政手続条例を制定しています。

(情報の共有)

第 1 1 条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

【解説】

第 1 1 条では、市の保有するまちづくりに関する情報（市からの一方的な情報提供だけでなく、市民から発信された情報も含む。）は、市民の共有財産という認識のもとに整理し、徹底的な情報の共有に努めることを規定しています。情報は、瑞穂市情報公開条例に基づく情報の公開だけでなく、意思決定過程の情報もできる限り公開するよう努めることを規定しています。

(情報の公開)

第 1 2 条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

【解説】

第 1 2 条では、議会及び市の執行機関の保有する情報は、市民との共有の財産であり、市民の知る権利を保障し、情報共有を進めるため、これらの情報を分かりやすく市民に提供することを定めています。このことは、「瑞穂市情報公開条例」を定めていますので、この情報公開制度の規定に基づき公開していくこととなります。

(個人情報の保護)

第 1 3 条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

【解説】

第 1 3 条では、市が保有する情報には、大量な個人情報も含まれています。市の執行機関には、原則として市政に関する情報を積極的に提供し、及び公開

する義務がある一方で、プライバシーなど秘密事項として守らなければならない個人情報については、適正な取り扱いを確保する必要があります。市では、個人情報の保護については、瑞穂市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を保護することを規定しています。

(説明及び応答の責任)

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

2 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

【解説】

第14条では、市の執行機関の説明責任は、市民との協働や情報の共有化を図る上で、もっとも基本的なことです。そのことについて規定しています。

第1項では、市の執行機関は市民に対して、政策、事業等を進めるにあたり、立案、実施、評価及び見直しをする過程で、その経過や内容、効果等、市民にわかりやすく説明する責任を要することを定めています。

第2項では、市政に関する市民の意見や質問に対して、執行機関は速やかに誠意を持って対応する旨を規定しています。

第7章 参画及び協働

(参画)

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

【解説】

第15条では、市民主体のまちづくりを進める上で大切なことは、透明性、かつ、公平性の高い制度により、市民が参加し、及び参画をしやすい環境を整備することが求められますが、それを規定しています。

第1項では、「参画」する機会を保障することにより、市の執行機関は、

様々な参画の場を提供することが必要であることを定めています。

第2項では、参画すること又は参画できなかったことにより、不利益が生じないように市の執行機関が配慮しなければならないことを規定しています。

(参画の方法)

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

(1) 審議会等への委員としての参画

(2) 公聴会、懇談会等への参画

(3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画

(4) パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取

(5) アンケート調査等による意見の聴取

(6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

【解説】

第16条では、前条第1項に「参画する機会を保障する」と規定しており、そのメニューを規定しています。

第1項では、第1号では審議会等を規定、第2号では公聴会、懇談会等を規定、第3号では一つのテーマを元に検討作業を行う場を規定、第4号では意思決定過程の途中で素案等を公表して市民の意見を聞く制度を規定、第5号では計画策定などにおいて実施するアンケート調査等を規定、第6号では上記以外に考えられる市民参画にも対応できるように弾力的な運用ができるような規定も盛り込んでいます。

第2項では、これら参画の方法を実施する場合の事前公表や聴取した意見等の結果についても公表する旨を規定しています。

ちなみに、上記メニューはすでに実施されている事項を羅列していますが、実施する対象も今後拡大し、より市民の参加及び参画の機会を増

やしていく予定で、その実施方法等は、要綱等で規定していきます。

(計画の策定等への参画)

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。

【解説】

第17条では、市のまちづくりに関する最も重要な地域における総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るための基本構想と、個別のそれぞれの関係する法律によって策定される基本計画等を策定する場合には、法律でメンバーが定められている場合を除き公募委員を加えるなど、可能な限り、市民の参画する機会を保障することを規定しています。

(協働)

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

【解説】

第18条では、「協働」については、第2条第5号において定義していますが、ここでは「協働」の仕組みづくりについて規定しています。

第1項では、市民から委任された市議会及び市の執行機関が行う行政だけでなく、市民、NPOなどの多元的な公共主体による多様なサービス提供が、市民ニーズとなっている現状を踏まえ、それら公共主体を「公共の担い手」として位置付け、ともに協働で市民ニーズに対応するまちづくりを進めることを規定しています。

第2項では、協働はあくまで市民の自主性のもとで進めるとの考えから、こ

の規定を設けています。

第3項では、市民が参加及び参画を行いやすい環境を整備する一環として、市民意識の啓発や人材の育成を図るよう努めることを規定しています。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

【解説】

第19条では、まちづくりを進める上で、市単独では解決が困難な事案であっても、近隣の他の自治体との連携や国や県をはじめ関係機関等と幅広く、連携を図り協力することで解決ができることも視野に入れながら、まちづくりを進めることを規定しています。

第9章 住民投票

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。

3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとします。

【解説】

第20条では、市民が直接市政に参加できるしくみについて規定しています。

第1項では、住民投票は、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができる市民参加のしくみですが、実施に当たっては、多額な費用がかかることから、市の将来を左右するような課題に対し、住民一人ひとりの意思を確認する必要に迫られた場合の最終手段として行われるべきである意を含んだ規定となっています。

第2項では、地方自治の制度は、市長及び市議会議員の双方を住民の代表とする間接民主制が原則です。従って、住民投票は、それを補完する制度として位置付けられています。よって、住民投票の結果については、必ずし

も市長や市議会の選択や決断を法的に拘束するものではありませんが、その結果については住民の総意及び判断として尊重する旨の規定をしています。

第3項では、市の重要な政策の決定や変更に関して、対象事案ごとに、その都度住民投票実施にかかる条例を制定し、その条例において、対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件、投票結果の扱いなどを定めて実施することを規定しています。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。

3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

第21条では、まちづくり基本条例推進委員会の位置付けと役割等を規定しています。

第1項では、まちづくり基本条例推進委員会の設置の意味と審議する事項等について規定しています。

第2項では、この条例の見直しをする場合は、市長がこの推進委員会に諮ることを規定しています。

第3項では、推進委員会が、この条例の趣旨に沿った協働のまちづくりの取り組みについて審議や評価を行なうこと、加えて提案権もあることを規定しています。

第4項では、推進委員会の具体的な運用についての細かな規定については、規則等別の規定に委ねることを規定しています。

第 1 1 章 雑則

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

【解説】

第 2 2 条では、この条例を運用するに当たって、市議会、市の執行機関が必要と認めて定める事項がある場合は、それぞれの執行機関が独自に定めをつくることを規定していますが、基本的には各執行機関の運用上の独自性で決められるとはいえ、この条例の定めを逸脱する規定はありません。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(瑞穂市附属機関設置条例の一部改正)

2 瑞穂市附属機関設置条例（平成 2 0 年瑞穂市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 まちづくり基本条例を制定し、まちづくりに必要な事項を審議すること。 」 を
「 瑞穂市まちづくり基本条例（平成 2 3 年瑞穂市条例第 1 3 号）第 2 1 条に規定する事項を審議すること。 」 に、
「 市議会の議員
公共的団体等が推薦する者
識見を有する者
その他市長が適当と認める者 」 を 「 公共的団体等が推薦する者
識見を有する者
その他市長が適当と認める者 」 に

改める。

【解説】

第 1 項では、この条例は、市民に広く知っていただき、趣旨や内容について理解を深めてもらうことが大切ですので、十分、周知を図り、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行することとします。

第2項では、本条例の施行に伴い「瑞穂市附属機関設置条例」に設置されている瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会の「担任する事務」及び「委員選任基準」の一部改正をします。

瑞穂市第2次総合計画に係る
まちづくり推進プランについて
(答申)

平成27年10月

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会

■はじめに

本委員会は、まちづくり基本条例（平成 23 年条例第 13 号 以下「基本条例」）に基づくまちづくりの推進に関する取り組みについてを所掌する附属機関である。

この度（平成 26 年 11 月 12 日）市長より「瑞穂市第 2 次総合計画に係るまちづくり推進プランについて」の諮問を受け、新たな総合計画の策定に当たり、市民参画手続きの実践をはじめ、将来に向け市民参画・協働の分野に関する目指すべき目標と、これを達成するための取り組みについての審議を部会を含め計 11 回にわたり丁寧に行ってきた。審議にあたっては、問題点や課題を十分検討し、委員全員で潜考した結果、一定の方向性を導き出すに至ったことから、以下のとおり答申する。

●瑞穂市第 2 次総合計画に係るまちづくり推進プラン

1. 基本目標

わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めます。（基本条例前文より）

2. 目指す姿（将来像）

目指す姿 1：若い世代がまちづくりに参加・参画する姿

目指す姿 2：より多くの若者が参加・参画する機会が充実している姿

目指す姿 3：市民、議会、行政がお互いの立場を尊重し、かつ信頼し、協力する姿

3. 推進施策

ア「情報の共有」に関する施策

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
魅力ある情報発信	市民ニーズの把握 情報のマッチング	利用状況調査 モニタリング調査	①広報・HPなどの充実度（満足度アンケート・5段階評価） 満足している人が全体の 20%以上
コンテンツの充実	民間タウン誌の活用 SNSの活用	タウン誌への情報掲載 メール配信	②メール登録者数 1000 件/年
クオリティの確保	ガイドラインの策定	緊急度、重要度、わかりやすさなどの基準化	③アクセシビリティ （別団体が評価）など

イ「市民の参加・参画」に関する施策

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
参加・参画機会の充実	「参加・参画・協働」に関するガイドラインの作成	参画や協働の推進に関する市の統一的な進め方や考え方を策定	①ガイドライン等の早期策定（H29 年中に策定）
若者を意識した魅力あるコンテンツなどの充実	参加から参画へのステップアップを意識した市政への参加機会の提供（市と市民）	アンケート調査実施時などに、次のステージ（ワークショップなど）の機会を提供しステップにつなげる。	②参加から参画へステップアップした人の数 10 人/年 ③魅力ある参画機会の創出 身近なテーマなどを取り上げたワークショップ、ワールドカフェ等の開催 3 回以上/年
	魅力ある参加・参画機会の提供	市民にとって興味湧くような身近なテーマを設定するなど、市民が関心を持ち気軽に参加しやすい環境を整備する。	④若い世代や新規参加者の増加 40 歳以下の市民の市政への参加・参画者数を 2 割増加

ウ「協働」に関する施策

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
専門部署の設置	(仮称)協働推進課などまちづくりの推進に関する専門部署の設置	市として全庁的な取組体制を構築し、一元的に参画・協働を推進する。	参画や協働の取り組みが一元的に展開され、施策の進捗管理、見直し、改善などのPDCAサイクルが確立される。(H29年度設置)
市民活動組織の設置	まちづくりの推進に関する市民活動組織の設置	まちづくり基本条例理念の普及、啓発、促進などに関し、行政と一体的に取り組む市民活動組織を設置し、まちづくりの実働部隊として活動する。	まちづくり市民活動団体の設置 2年以内
意識啓発	市民への意識啓発 職員への意識啓発	市民向け出前講座、研修会、ワークショップ、ワールドカフェなどの開催・職員研修の実施	まちづくり基本条例に関する市民向け開催回数 3回/年 職員向け(全職員) 1回/年
人材育成	地域人材の掘り起こし スペシャリストの養成 ファシリテーターの養成	「まちづくり推進員」など地域人材バンク事業を実施 地域コーディネーター・ファシリテーター養成講座の開催	人材バンク登録者数 30人/年 ファシリテーター養成数 10人/年

4. その他：提案事項

“子どもたちの参画機会の保障”に関する条文追加について

<提案趣旨>

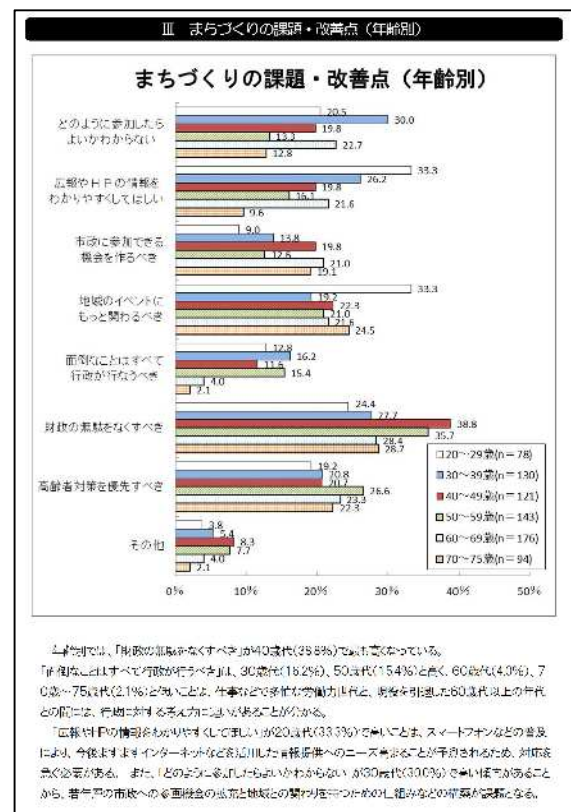
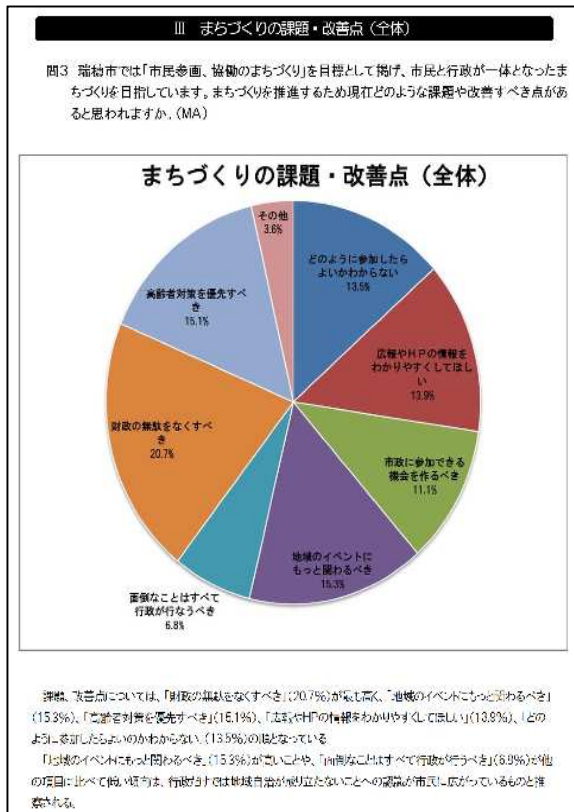
子どもたちがこのまちに愛着を持てるよう、子どもたちからまちづくりに関する意識を醸成し、実際に様々な場面で参画できる環境を作っていくことは、将来に向け大変重要になるという認識のもと、現行条例においては第17条で市民の参画機会の保障に関する規定があるものの、これに加えて、“子どもたちの参画機会の保障”に関する条文を新たに追加し、瑞穂市においては、まちづくりに子どもたちの参画を推進していることを強調することにより、若い世代の市政への参画を促進し、さらには子どもたちが市政により深い関心を持つようになることで、未来の担い手を育てることにもつながることが期待できるという見解で委員の意見が一致したことから、まちづくり基本条例第21条第3項に基づき提案するもの。

5. まちづくりの課題と施策の方向性に関する分析

(H26.5「まちづくりに関する市民アンケート結果報告書」より)

Q. 市民と行政が一体となったまちづくりを推進するための現在の課題や改善点は？

- 「財政の無駄をなくすべき」 20.7%
- 「地域のイベントにもっと関わるべき」 15.3%
- 「高齢者対策を優先すべき」 15.1%
- 「広報やHPの情報を分かりやすくしてほしい」 13.9%
- 「どのように参加したらよいかわからない」 13.5%
- 「面倒なことはすべて行政が行うべき」 6.8%



Q. 市民と行政が一体となったまちづくりを推進するための現在の課題や改善点は？

- 「財政の無駄をなくすべき」 40代 (38.8%)
- 「広報やHPの情報を分かりやすくしてほしい」 20代 (33.3%)
- 「どのように参加したらよいかわからない」 30代 (30.0%)
- 「面倒なことはすべて行政が行うべき」 30代 (16.2%)・50代 (15.4%)

<分析結果>

「広報やHPの情報をわかりやすくしてほしい」が20代(33.3%)で高く、スマートフォンなどの普及により、今後ますますインターネットなどを活用した情報提供へのニーズが高まることが予測される。また、「どのように参加したらよいかわからない」が30代(30.0%)で高い傾向があることから、若年層の市政への参画機会の拡充と地域との関わりを持つための仕組みなどの構築が今後の課題となる。

Q. あなたが市政に参画する場合、どの方法なら参画しやすいですか？

- 「アンケート」 36.8%
- 「パブリックコメント」 28.4%

「公聴会・懇談会」	18.1%
「ワークショップ」	11.0%
「審議会」	4.0%
「その他」	1.7%

<分析結果>

「アンケート」、「パブリックコメント」など、時間的制約が少ないものなら参画できるが、「審議会」や「ワークショップ」など、一定の組織として集まり、審議や検討を行うような参画については敬遠されがちな傾向がある。

6. 課題・問題点と施策の方向性

No	課題・問題点	施策の方向性
①	住民の意識が低い	まちづくりに対する意識や関心度の向上
②	地域のつながりが希薄である	地域行事やイベントへの参加・参画の拡大
③	市民参画の場が提供されていない	市民参画の機会や手段の充実
④	市民は時間的制約がある	参画の方法の手軽さやイベント開催時間の改善
⑤	参加する世代が偏っている	若い世代の参加・参画への工夫
⑥	情報公開が不十分である	魅力ある情報発信やコンテンツの充実
⑦	市の将来像が不明確である	まちの方向性と将来ビジョンの明確化
⑧	合意形成がむずかしい	話し合い、対話、相互理解の仕組み構築
⑨	財政・施設等が不十分である	市民活動、市民活動拠点などの支援や整備
⑩	組織体制に問題がある	市まちづくり推進組織体制の構築

7. 今後 10 年間の取り組みと展開

目指す姿 1：若い世代がまちづくりに参加・参画する姿

目指す姿 2：より多くの若者が参加・参画する機会が充実している姿

目指す姿 3：市民、議会、行政がお互いの立場を尊重し、かつ信頼し、協力する姿

上記 1 の目指す姿の実現に向け、今後 10 年間における取り組みを「情報の共有」、「市民の参加・参画」、「協働」の 3 つ分野に分けて施策検討を行った。

【ア「情報の共有」分野の施策検討経過】

「情報の共有」に関する取り組みとして、上述 6. 課題・問題点と施策の方向性「⑥情報公開が不十分であるという」の課題に対し、「魅力ある情報発信やコンテンツの充実」の方向性を打ち出した。現在、市民への情報提供手段としては、広報誌・ホームページがあるが、広報誌の配布は、自治会加入世帯への配布が基本となっており、アパート居住者などの自治会未加入世帯には配布されない点についての指摘がなされた。基本条例で定義する市民は、「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体」とされており、広報誌の配布における情報提供の範囲に漏れがあるという現状があり、特にアパート居住世帯に多い若い世代への情報の伝達、情報共有としては不十分な状況があるという認識に至った。現行の広報誌配布システムには、自治会への加入促進を推進する施策としての側面があることを加味したうえ、全戸配布を基本とする民間タウン誌等を活用し、まちづくりに関する若者向けの情報などを掲載し、

市政情報に触れる機会を増やしていく施策を展開することが効果的であるという結論に達した。

ホームページに関しては、インターネットが利用できる環境がない方がいるものの、パソコンやスマートフォンは若い世代にとって身近な生活便利ツールとして広く普及、定着している実態を鑑み、ホームページの活用は今後も欠かすことのできないものである。ホームページには非常に多くの情報が掲載されており、サイトに訪れた人が自分が必要とする情報の画面まで辿り着けること（アクセシビリティ）が重要になるため、今後掲載する情報の「緊急度」や「重要度」など、情報の優先度やその取り扱いなどについての“基準”を示すガイドラインなどを作成し、日頃から情報を整理することで、ホームページに掲載する情報のクオリティや鮮度を一定以上確保することが求められる。

また、魅力あるコンテンツにしていくための取り組みとして、行政情報においては、より市民にわかりやすい内容の情報を提供することや、地域の魅力を発信するなど、従来の提供情報に加え、電子上ではあるものの、全国から瑞穂市サイトへ訪れる人の窓口でもあることを意識し、サイト自体を魅力化していくことも求められる。広報誌やホームページは、行政側から一方通行の情報発信手段であるため、普段からそういった情報に興味のない人にとってみれば、その内容がどれだけ充実したとしても、それを見ようという動機付けにならないという問題も指摘された。そこで、双方向の情報交換手段として、近年急速に普及しているSNSの仕組みを取り入れることが提案された。市のサイトにメール登録した個人に対し、直接情報配信ができることや、登録者が自分の意見を書き込むこともできるメリットがあり、アンケート調査など手軽な市政への参画につなげることも可能で、今後、その活用の可能性も益々広がることが期待される手法である。

【まとめ】「情報の共有」は、まちづくりの前提となる基本事項であり、その重要性は一層増していくことが予測される。現在、市の情報提供の手段である広報誌・ホームページは、情報提供ツールとしてこれまで一定の役割を果たしてきたものの、目まぐるしい技術革新や社会状況が変化するなか、現状として十分とは言い難い。今後の10年間を見据え「民間タウン誌等への行政情報の掲載」、「SNSの活用」など新たな情報提供手法を取り入れることは、若者を中心とした各層への情報発信・情報提供を進めていくうえで、現在不足している部分を補う効果が期待できる。また、提供する情報の「緊急度」や「重要度」、「わかりやすさ」など一定のクオリティを確保するための取り組みとして、ガイドラインなどを策定することも望まれる。今後「行政が市民に提供すべき情報」と「市民が知りたい情報」のマッチングの仕組みも必要となり、利用状況やモニタリング調査などにより、市民ニーズの変化を的確に捉えながら情報共有施策を展開していくことが望まれる。

【まちづくり推進プラン「情報の共有」分野施策】

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
魅力ある情報発信	市民ニーズの把握 情報のマッチング	利用状況調査 モニタリング調査	①広報・HPなどの充実度（満足度アンケート・5段階評価） 満足している人が全体の20%以上
コンテンツの充実	民間タウン誌の活用 SNSの活用	タウン誌への情報掲載 メール配信	②メール登録者数1000件/年
クオリティの確保	ガイドラインの策定	緊急度、重要度、わかりやすさなどの基準化	③アクセシビリティ（別団体が評価）など

【イ「市民の参加・参画」分野の施策検討経過】

上述6. 課題・問題点と施策の方向性「①住民の意識が低い」の課題に対して、市民のまちづくりに関する意識や関心度の向上が望まれるものの、住民は、まちづくりに興味も関心もないことを前提とした施策を考えることは、施策展開としては非常に長い時間を要する地道な取り組みを続けていくことでしか課題克服できない問題と捉えることになり、その結果として消極的な成果しか生まないものになることが想定される。もちろん、まちづくりへの意識啓発や普及、啓蒙活動などの取り組みは重要だが、それだけで市民の意識が変わるとは考え難く、それ以外にもさまざまな方策を組み合わせながら効果的な施策を展開していくことが求められる。基本条例第16条に規定する、「審議会、公聴会・懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、その他」の参画手法は、現在においても実践がなされているが、それぞれの参画手法の取り組み内容やその成果がまちづくりとどのような相関関係にあるのかは不透明である。基本条例では「市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。」と規定されており、市民の意見を市政に反映するための“参画”をどれだけ市民が理解し、行動としてそれを実践できるかがポイントとなる。

まちづくりの「主体」と「責任」の関係性を考えた場合「行政におまかせ」という風潮が「無関心」につながっていることが根本的要因と考えられるものの、行政がさまざまな意思決定を行うプロセスに市民自身が“関わっている実感”を持つことができる参画が求められており、そこで得られた“満足感”をテコに、より深い参画にステップアップしていく仕組みが必要だと考えられる。「③市民参画の場が提供されていない」という課題に対する方向性としては、参画の機会や手段を充実させていくことが重要であるものの、それと同時に“個々の市民がまちづくりに対する主体性を持つ”ことが第一義的目的と捉えた場合、市民アンケートの調査結果にもある「どのように参加したらよいかわからない」という問題が浮かび上がってくる。市が実践する参画手法の内容や意義、成果がわかりにくく、市民の目に見える形でそれが活かされていないことが「どのように参加すればよいかわからない」という感覚を抱かせることにつながっているのではないかと考えられ、市民参画を推進するためには、一連の参画のプロセスを明らかにしていくことが重要と考えらる。

このような認識に基づき、“市民の意見を市政へ反映できる参画”を推進するための最初のステップとして、「市民が市政に何かしらの関わりを持つ」ことから始めるべきであり、その関わり方としては、年齢、性別、家族構成、職業、住所、趣味など市民個々人の特性の違いに応じた関わりにならざるを得ないものと考えられる。関わりの中身としては、基本的には基本条例第16条に規定する、「審議会、公聴会・懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、その他」があるものの、それぞれの手法についての活用ルールやその意義、成果には大きな違いがあり、意思決定に関わる一連のプロセスとしてそれが確立されていないということが課題であり、さらに、それぞれの参画手法において、市民に何を期待しどのような成果を生み出そうとしているかが曖昧なまま実践されているため、行政においても参画の結果を市政にどのように反映させるべきかの判断ができてない状況も垣間見える。本委員会では“それぞれの市民が無理なく参画できる仕組みをつくる”ことが必要との認識のもとで、市民が無理なく持続的に参画し、協働できる姿を目指すため、より手軽で比較的浅い参画を「参加」のステップと捉え、その次のステップとして「参画」があるものとする。 「参加」のステップでは、まちづくりへの興味や関心を持ってもらえる仕組みを用意し、実際それに参加してもらうことをきっかけとして次の「参画」へステップアップしていくプロセスを作ることにより、より多くの市民が参画の対象となり、その結果、市政に市民の声が反映されていくという考え方である。

【まちづくり推進プラン「市民の参加・参画」分野施策】

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
参加・参画機会の充実	「参加・参画・協働」に関するガイドラインの作成	参画や協働の推進に関する市の統一的な進め方や考え方を策定	①ガイドライン等の早期策定（H29年度中に策定） ②参加から参画へステップアップした人の数 10人/年 ③魅力ある参画機会の創出 身近なテーマなどを取り上げたワークショップ、ワールドカフェ等の開催 3回以上/年 ④若い世代や新規参加者の増加 40歳以下の市民の市政への参加・参画者数を2割増加
若者を意識した魅力あるコンテンツなどの充実	参加から参画へのステップアップを意識した市政への参加機会の提供（市と市民）	アンケート調査実施時などに、次のステージ（ワークショップなど）の機会を提供しステップにつなげる。	
	魅力ある参加・参画機会の提供	市民にとって興味・湧くような身近なテーマを設定するなど、市民が関心を持ち気軽に参加しやすい環境を整備する。	

【ウ「協働」分野の施策検討経過】

基本条例第18条第1項では「市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。」とされており、第2項では「協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。」とされており、さらに第3項では「市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。」と規定されている。

協働の定義としては、「地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むこと」であり、「協働」の最も大きな目標は、「地域又社会の課題の解決」ということになる。

協働は「地域又は社会の課題の解決」に向け、持ち味や得意分野が異なる主体がそれぞれの特徴をお互いに生かし連携して取り組むことであり、市民が市政へ参加や参画するなかで、主に政策や施策の実施段階で活用する方法だと言える。また、市民が自治会活動や市民公益活動を進めていくなかでのひとつの方法でもある。この協働の推進に向けた取り組みを考える前提として、まず「自主性の尊重」が掲げられ、それを前提とした協力関係があることが重要となり、まちづくりの主体それぞれが、それぞれの役割と責任を分担し、その特性を生かしながら「地域又は社会の課題の解決」を図っていく姿が望まれる。これまでの協働では「市民と市民による協働」、「市民と市による協働」が様々な場面で展開されてきたものの、それが「地域又は社会の課題の解決」にとってどのように寄与してきたかということに関しては、その関係性がわかりにくく、将来に向けた協働の取り組みによって得られる効果や成果をどこに求めていくかは今後の大きなテーマとなる。

市民にとっては、市との協働により、より市民ニーズにあった細かなサービスを受けることができるようになることや、これまで市が実施してきた事業を地域が担うことで、地域住民の関わりが増え自治に対する関心が高まるという効果が期待できる。また、NPOなどの市民公益活動との協働においては、市との協働により多様なニーズに対応することが可能となるとともに、社会的認知度も向上し新たな活動領域の拡大につなげることも期待できる。さらに、市側にとっても市民や市民公益活動の協働により、市民の多様なニーズに対応することができるのと同時に、これまでの事業のあり方を見直す契機となり、より公共的な事業運営を実現することができるなど協働の推進により得られる成果や効果は非常に大きい。

このような認識のもと、協働に関する一連の考え方や進め方などについて、これまで企画部企画財政課のなかの一事業として推進されてきたことや、自治会活動など地域のまちづくりについても

各部署単位で縦割的に政策が進められてきたことに弊害があり、市として全庁的取組体制を構築し一元的に推進する組織体制の構築が急務であるという結論に達した。今後 10 年間のまちづくりにおいて、市民参画・協働を着実に進展させるためには、「(仮称)協働推進課」など、この分野に関する専門的部署の設置が欠かせないことは、他市等における推進組織体制からも明らかであり、行政自身がまちづくり分野に関する施策を牽引していくことで、市民への意識啓発、人材育成にもつながるという考えに至った。組織体制の整備は総合計画におけるまちづくり施策を推進するための基盤であり、市の職員自身がまちづくりに関する共通認識を持ち、市民と共に考え行動する風土がなければ、結果的に市民にそれは浸透せず、市民の理解や協力がとりつけられない状況を招く恐れがあることが懸念される。

専門部署の設置により市の推進体制が強化されることを前提とした場合、それに対応した市民の協働体制の強化が必要であり、まちづくりに関する活動を実践する市民活動組織の設置について検討がなされた。基本条例第 21 条で規定される本委員会の活動は、市長の諮問機関として位置付けられており、条例の普及、啓発活動など実際の活動としては実施していない。市民と行政がそういった活動を一緒に実践していくことの必要性について検討した結果、でき得る限り常設型の市民活動組織の設置を早期に検討し、市民と行政が一体となってまちづくりを推進する仕組の構築を目指し、基本条例の理念普及、啓発、促進などに関する実践をその 2 つの推進組織が両輪となって取り組むことで目指す協働の姿を具現化していくという方向性に帰着した。

【まちづくり推進プラン「協働」分野施策】

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
専門部署の設置	(仮称)協働推進課などまちづくりの推進に関する専門部署の設置	市として全庁的な取組体制を構築し、一元的に参画・協働を推進する。	参画や協働の取り組みが一元的に展開され、施策の進捗管理、見直し、改善などのPDCAサイクルが確立される。(H29年度設置)
市民活動組織の設置	まちづくりの推進に関する市民活動組織の設置	まちづくり基本条例理念の普及、啓発、促進などに関し、行政と一体的に取り組む市民活動組織を設置し、まちづくりの実働部隊として活動する。	まちづくり市民活動団体の設置 2年以内
意識啓発	市民への意識啓発 職員への意識啓発	市民向け出前講座、研修会、ワークショップ、ワールドカフェなどの開催・職員研修の実施	まちづくり基本条例に関する市民向け開催回数 3回/年 職員向け(全職員) 1回/年
人材育成	地域人材の掘り起こし スペシャリストの養成 ファシリテーターの養成	「まちづくり推進員」など地域人材バンク事業を実施 地域コーディネーター・ファシリテーター養成講座の開催	人材バンク登録者数 30人/年 ファシリテーター養成数 10人/年

I. 委員会の検討経過

会 議	開 催 日 会 場	検 討 内 容	詳 細
第 1 回	平成 26 年 11 月 12 日 (水) 市役所 3 階 議員会議室	位置付け・諮問	基本条例の概要 市民アンケート概要
第 2 回	平成 26 年 12 月 10 日 (水) 市役所 3 階 議員会議室	推進プランにつ いて①	まちづくりの将来像 推進のポイント
第 3 回	平成 27 年 3 月 25 日 (火) 市役所 3 階 議員会議室	推進プランにつ いて②	推進プランの対象 まちづくりの主体 プラン骨子
第 4 回	平成 27 年 5 月 11 日 (月) 市役所 3 階 議員会議室	推進プランにつ いて③	総合計画の策定状況 市民アンケート分析
第 5 回	平成 27 年 5 月 25 日 (月) 市役所 3 階 議員会議室	推進プランにつ いて④	課題・問題等の整理
第 6 回	平成 27 年 7 月 13 日 (月) 市役所 3 階 第一会議室	推進プランにつ いて⑤	推進プラン (中間とり まとめ)
第 7 回	平成 27 年 9 月 7 日 (月) 市役所 3 階 第三会議室	推進プランにつ いて⑥	分野別施策発表 目標指標設定 答申 (案) について
第 8 回	平成 27 年 9 月 28 日 (月) 市役所 3 階 第三会議室	推進プランにつ いて⑦	答申について

【上記以外に開催した部会 (任意参加)】

(テーマ)	(開催日)
市民の参加・参画	平成 27 年 7 月 24 日 (金)
情報の共有	平成 27 年 7 月 27 日 (月)
協 働	平成 27 年 7 月 29 日 (水)

Ⅱ. 委員名簿

(順不同)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	中村 良	朝日大学（法学部准教授）	会 長
公共的団体からの 推薦	加藤 悟	自治会連合会	
	長尾 マツ子	みずほ女性の会	
	廣瀬 英昭	商工会	副会長
	棚橋 眞二	体育協会	
	日高 清	文化協会	
	関谷 充	民生・児童委員会	
有識者 (審議会等委員)	板谷 雄二	都市計画審議会	
	長屋 正治	次世代育成支援対策協議会	
	奥田 利恵	老人福祉計画策定・推進委員会	
公 募	馬淵 浩史	市民委員	
	豊田 英二	市民委員	
	西 祐子	市民委員	
	若山 将史	市民委員	
	福元 聡美	市民委員	